

I 市民（個人・世帯）を対象とする支援

1 生活に関する支援

ア 市が窓口又は実施主体となる支援

(2) 特別定額給付金の支給

<p>支援内容</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策として、迅速かつ的確に家計への支援を行うため、一律に一人当たり10万円の給付を行います。</p> <p>【申請方法】</p> <p>①郵送方式 市から住民基本台帳に載っている住所に送られてくる申請書に直接記入して返送</p> <p>②オンライン方式 マイナンバーカードを利用し、「マイナポータル」というWebサイトから申請</p> <p>③市窓口で申請 ①②による申請ができないやむを得ない事情がある場合</p> <p>【申請期限】 郵送での受付開始日から3ヶ月以内（令和2年8月18日） ※申請期限を過ぎると申請の受付ができません。</p>
<p>対象者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年4月27日（基準日）に津山市に住民登録されている世帯員 ・在留期間が3ヶ月を超えるなどして住民基本台帳に記載された外国人
<p>申請手続に必要なもの</p>	<p>①郵送方式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世帯主の金融機関口座の通帳の写し ・運転免許証など本人確認書類の写し <p>②オンライン方式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカードを利用した電子署名による本人確認 ・通帳の写真等、口座を確認できる写真を添付
<p>受付場所及び受付時間</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・感染防止対策の観点から、郵送方式及びオンライン方式による申請ができないことについてやむを得ない事情がある場合を除き、窓口での受付はいたしません。 ・申請手続に関する疑問や、窓口での申請を希望される場合は、下記のお問い合わせ先へお尋ねください。
<p>問い合わせ先</p>	<p>津山市特別定額給付金事業推進室 津山市山北520 津山市役所 東庁舎1階東側入り口 (電話) 0868-32-2169</p>
<p>備考</p>	